

関係機関長 殿

沖縄県病害虫防除技術センター所長

(公 印 省 略)

病害虫発生予察注意報について

令和 6 年度病害虫発生予察注意報第 4 号を発表したので送付します。

令和 6 年度 病 害 虫 発 生 予 察 注 意 報 第 4 号

- 1 作物名 さとうきび
- 2 病害虫名 黒穂病
- 3 発生地域 宮古群島
- 4 注意報発令の根拠
 - (1) 宮古本島及び伊良部島における 5 月上旬の調査の結果、株出しの発病ほ場率は 70%、発病株率 3.5%であり、一部ほ場で発病株率 23.0%と多発していた (図 1)。
 - (2) 多良間島における 5 月末の調査の結果、株出し及び夏植えの発病ほ場率は 100%、発病株率は 19.3% (株出し 29.8%、夏植え 8.9%) であり、一部ほ場では発病株率 72%と甚発生であった。
- 5 発生生態および被害
 - (1) 病原体は糸状菌の一種で、黒穂上の胞子は風や雨水で分散し、地上芽や地下芽に感染する (図 2)。
 - (2) 罹病茎は健全茎よりも草丈が長く細い。先端部は長い鞭状体 (いわゆる黒穂) となる (図 3)。
 - (3) 発生は 4 月頃から見られ、6～7 月に多くなる。8 月に発生は少なくなるが、10 月頃から再び増加する傾向がある。
 - (4) 株出し回数が多くなるほど多発生となる傾向がある。
 - (5) 罹病株から採苗すると植付後に発病し新植ほ場へ広がる。
- 6 防除上注意すべき事項
 - (1) 発病株は鞭状体の出現前に抜き取り焼却を行う。
 - (2) 鞭状体の出現した茎は、胞子の飛散を防ぐために、ビニール袋をかぶせて抜き取り処分する (図 4)。
 - (3) 発病ほ場や隣接ほ場から採苗しない。
 - (4) 植付け時に薬剤により苗を消毒する。
 - (5) 黒穂病の多発ほ場や放棄ほ場は早急に更新する。
 - (6) 抵抗性品種を植え付けるようにする。



図 1 多発ほ場（矢印は罹病茎を示す）

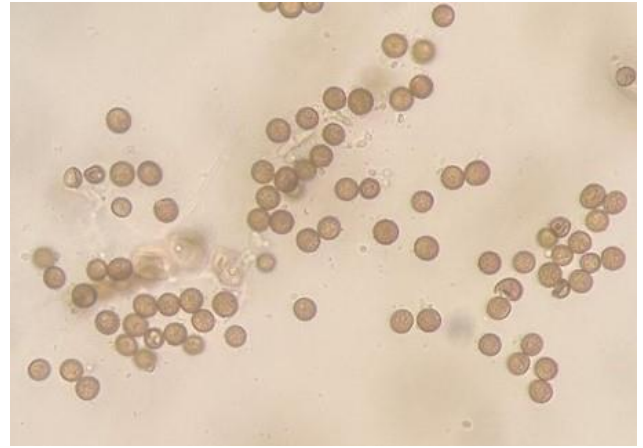


図 2 孢子



図 3 罹病株（鞭状体）



図 4 抜き取り処分の様子

★詳しくは沖縄県病害虫防除技術センターにお問い合わせ下さい★

TEL : (本所) 098-886-3880、(宮古駐在) 0980-73-2634、(八重山駐在) 0908-82-4933
ホームページアドレス : <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nogyo/1010700/index.html>